

## 令和3年度松本広域連合早期退職募集実施要項

### 1 目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図るため、市町村職員退職手当条例（昭和37年長野県町村総合事務組合条例第2号）第11条の6第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職者の募集を行う。

### 2 対象者

松本広域連合に勤務する一般職の職員のうち、令和4年3月31日において、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

- (1) 年齢が45歳以上59歳以下であること。
- (2) 勤続20年以上であること。

### 3 対象除外者

次の各号のいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する職員
- (4) 令和3年7月5日（募集開始日）において地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意または重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分は除く。）を受けている者又は令和3年7月13日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた職員

### 4 募集人数

若干名

### 5 募集期間

令和3年7月5日から令和3年7月13日までとする。ただし、傷病等で勤務に耐えられない状態になったと広域連合長が認める場合は、令和4年3月4日までとする。

### 6 退職すべき期日

令和4年3月31日とする。ただし、認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、その旨及び理由を明示し、職員本人の同意を得た上で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

### 7 応募手続

応募する職員は、応募申請書（別記様式第1）を募集期間内に所属局長を經由して広域連合長へ提出する。

## 8 認定又は不認定の通知

応募申請書受理後、選定し、令和3年8月31日までに職員本人へ通知する。

## 9 不認定となる事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、不認定とする。

- (1) 募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合。ただし、故意または重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分は除く。
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
- (4) その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (5) 引続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 10 応募の取下げ

認定を受けた職員が、応募を取り下げたい場合は、応募取下げ申請書（別記様式第2）を退職すべき期日が到来するまでの間に所属部局長を経由して広域連合長へ提出する。

## 11 認定の失効

認定を受けた職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定の効力を失う。

- (1) 懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき。
- (2) 退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり、退職手当が支給されない場合に該当したとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたとき。ただし、故意または重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分は除く。
- (5) 応募を取り下げたとき。

## 12 公表

令和4年4月中に認定を受けた応募職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項を公表する。